

主要国におけるカルテル行為に対する制裁金等

	行政上の金銭的不利益処分	算定方法	故意・過失要件
EU	制裁金(fine) (事業者のみ) ・ 上限：直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の 10%以下	違反行為関連売上高に行為の重大性に依じて 30%以下の率を乗じた額に、違反行為実行年数を乗じ、各種加減算要因の考慮等を行って算定	あり (注 2)
イギリス	制裁金(financial penalty) (事業者のみ) ・ 上限：直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の 10%以下	直近事業年度における当該事業者の関連売上高に最大 10%を乗じた額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定	あり (注 3)
フランス	制裁金(sanction pécuniaire) ・ 事業者に対する上限：違反行為が行われた会計年度以降で、当該事業者の全世界売上高が最も高い会計年度における当該売上高の 10%以下 ・ 非事業者に対する上限：300 万ユーロ * 申立書記載の事実について争わず、違反行為の是正を確約した場合には上限額は半額	各種要因を考慮して算定 (算定ガイドラインはないが、1997 年年次報告等で算定上の考え方を提示)	なし
ドイツ	過料(Geldbuße) ・ 法人に対する上限：100 万ユーロ又は直近事業年度における当該法人の全世界売上高の 10%のいずれか大きい額以下 ・ 自然人に対する上限：100 万ユーロ * 過失犯における上限額は半額	各種要因を考慮して算定 (行為の重大性、非難可能性、経済状況を考慮する旨法律に規定。具体的な算定ガイドラインは存在しない)	あり (注 4)
オーストラリア	制裁金(peccuniary penalty) (注 1) ・ 法人に対する上限：1,000 万豪ドル ・ 自然人に対する上限：50 万豪ドル	各種要因を考慮して算定 (行為の態様、損害の程度、背景事情、違反歴等を考慮する旨法律に規定。具体的な算定ガイドラインは存在しない)	なし
韓国	課徴金(surcharge) (事業者のみ) ・ 上限：直近 3 年間の平均年間総売上高の 10%以下 (売上額がない場合は 20 億ウォン以下)	直近 3 年間の平均年間総売上高に行為の重大性に依じた基準率 (最大 10%) を乗じた額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定 (違反行為の内容及び程度、違反行為の期間及び回数、違反行為により取得した利益を参酌する旨法律に規定。同規定を受け、施行令、告示で詳細な算定基準を規定)	なし

(公正取引委員会資料を基に作成)

(注1) 競争当局である Australian Competition and Consumer Commission(ACCC)の民事訴追を受けて裁判所が支払いを命じる(ACCCは制裁金の勧告額を提示。)

(注2) 判例上、故意又は過失の存在は、過去の事例の蓄積にかんがみ事業者が自らの行為が目的又は効果において競争を制限し得るものであると認識していないはずがない旨を立証すれば足るとされている。実務上も、近年では、「故意又は過失があった」旨の認定さえ必ずしもなされておらず、特に、重大な違反行為(カルテル・入札談合等)については、故意又は過失があったか否かの法的分析はなく、「熟慮された上での違反であった」旨の事実を認定するにとどまっている。

(注3) 実務上は、カルテル・入札談合については、「ある事業者の違反行為が故意又は過失により行われたか否かを検討する場合には、当該事業者又はその他の事業者の類似の行為に対する過去の制限的慣行裁判所の命令の存在等を考慮する」とされており(英国公正取引庁のホームページより)、通常、故意又は過失の存在が推認されているようである。

(注4) ドイツでは、自然人による秩序違反行為を前提として法人に対しても過料が賦課されること、自然人の行為に係る秩序違反行為の当否について故意又は過失の存在が要件とされている。法人への過料については、法人の代表権ある機関(取締役会等)又はその構成員である自然人が秩序違反行為を行った場合(自らが行った場合、又は下位の従業員等の自然人が行った秩序違反行為に係る選任監督責任を問われた場合(秩序違反法130条))において、これにより法人として課されている義務にも違反しているときに賦課されることとなる(同法30条)。実務上、このような取締役会等が違反に直接関与していたことの立証は困難である場合が多いことから、取締役会等の選任監督義務違反を通じて法人に過料を賦課することが一般的である。その際、選任監督責任を免れ得るまでに無過失性を立証することは事実上困難であるとされている。(なお、その他、法人の代表権ある機関等たる自然人が行った秩序違反行為により、当該法人が利益を得た(又は得る蓋然性があった)場合には、当該利益を剥奪することが可能。)